

広島県告示第三百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域	所 在 地	所 在 地
広島県安芸高田市八千代町土師及び山県郡北広島町南方地内		広島県安芸高田市八千代町土師及び山県郡北広島町南方地内	
表 区 域 示 の			
区域の名称		区域の名称	
土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
仮谷川 八 隣 g) (五	仮谷川 八 隣 f) (五	仮谷川 八 隣 g) (五	仮谷川 八 隣 f) (五

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。